令和８年度福島地方最低賃金審議会
第３回福島県最低賃金専門部会

日時：令和８年８月７日（金）
午前 10 時 00 分～
場所：福島市花園町５－４６
福島第二地方合同庁舎
１階共用会議室

次　　第

１．開会

２．定足数の確認

３．議事
（１）配布資料の説明について
（２）金額審議について

４．その他

５．閉会

令和８年度福島地方最低賃金審議会

第３回福島県最低賃金専門部会

会議資料目次

（資料№）　　（頁）

１．春闘関係

（１）2026 年春闘妥結状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　283

（２）日本経団連 2026 年春季労使交渉

・大手企業業種別妥結結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　284

・中小企業業種別回答状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　285

（３）連合福島 2026 春季生活闘争状況（賃金）・・・・・・・・・・・・・・・・　286

２．要請・意見書

・福島県最低賃金、時給 1,500 円以上の早期実施を求める
　要請について（社会民主党福島県連合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　288

３．経済指標

・福島県の賃金・労働時間・雇用の動き（令和７年５月分）・・　290

２０２６年春闘妥結状況（全国）

【賃金】

● 連　合（全組合、加重平均、回答妥結状況）

（前年の最終集計）

	3月23日	3月27日	4月3日	4月17日	5月12日	6月4日	7月3日	昨年6月5日	2025年7月3日
全体計	5.26%	5.12%	5.09%	5.08%	5.05%	5.02%	5.01%	5.26%	5.25%
	17,687円	17,137円	16,892円	16,879円	16,733円	16,518円	16,400円	16,399円	16,356円
	(1,100組合)	(1,506組合)	(2,311組合)	(3,365組合)	(4,046組合)	(4,862組合)	(5,368組合)	(4,863組合)	(5,162組合)

● 連　合（中小共闘参加組合(300人未満)、加重平均、回答妥結状況）

	3月23日	3月27日	4月3日	4月17日	5月12日	6月4日	7月3日	昨年6月5日	2025年7月3日
300人未満	5.05%	5.03%	5.00%	4.84%	4.81%	4.70%	4.69%	4.70%	4.65%
	14,300円	14,048円	13,960円	13,394円	13,260円	12,929円	12,866円	12,453円	12,361円
	(552組合)	(805組合)	(1,332組合)	(2,156組合)	(2,706組合)	(3,391組合)	(3,831組合)	(3,412組合)	(3,677組合)

○ 日本経団連（調査対象　主要23業種・大手248社）

	5月27日	8月4日	昨年5月22日	2025年8月6日
500人以上	5.46%	5.37%	5.38%	5.39%
	19,964円	19,752円	19,342円	19,195円
	(103社)	(146社)	(97社)	(139社)

○ 日本経団連（調査対象　17業種・中小754社）

	7月8日		昨年6月20日	2025年8月28日
500人未満	4.20%		4.35%	4.35%
	12,083円		11,826円	11,999円
	(295社)		(251社)	(366社)

【年間一時金】

● 連　合（加重平均、回答集計）

	4月3日	5月12日	6月4日	7月3日	2025年7月3日
回答月数	5.10月 (1,074組合)	5.07月 (1,719組合)	5.06月 (2,014組合)	5.13月 (2,512組合)	5.11月 (2,296組合)
回答額	1,798,440円 (521組合)	1,783,426円 (827組合)	1,774,200円 (985組合)	1,776,402円 (1,314組合)	1,650,685円 (1,068組合)

○ 日本経団連

発表なし

【夏季一時金】

● 連　合（加重平均、回答集計）

	4月3日	5月12日	6月4日	7月3日	2025年7月3日
回答月数	2.54月 (906組合)	2.53月 (1,541組合)	2.53月 (1,910組合)	2.54月 (2,870組合)	2.50月 (2,430組合)
回答額	834,910円 (535組合)	822,065円 (858組合)	824,717円 (1,070組合)	816,090円 (1,800組合)	772,523円 (1,495組合)

福島労働局賃金室作成
各団体公表を集計したもの

2026年春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果（加重平均）

2026年8月4日

［ 最終集計 ］

（一社）日本経済団体連合会

業種	2026年			2025年		
	社数	妥結額	アップ率	社数	妥結額	アップ率
	社	円	%	社	円	%
非鉄・金属	10	22,370	6.45	11	20,527	6.15
食品	8	19,240	5.19	7	19,148	5.28
繊維	13	20,485	5.71	13	19,435	5.61
紙・パルプ	6	17,963	5.38	6	17,688	5.53
印刷	2	23,445	6.81	2	18,458	5.59
化学	31	21,001	5.69	28	20,789	5.86
ゴム	6	18,522	5.68	6	15,322	5.15
石油	1	—	—	—	—	—
鉄鋼	9	17,047	4.73	9	20,043	5.79
機械金属	5	21,896	6.04	6	21,211	6.14
電機	10	(従) 19,898	5.22	11	(従) 18,976	5.15
自動車	10	18,103	4.94	10	17,780	5.02
造船	12	21,284	5.54	9	20,987	6.13
建設	5	(従) 37,727	6.76	4	(従) 30,946	5.64
商業	3	(従) 16,210	3.91	3	(従) 15,368	3.73
鉄道	5	(従) 18,105	5.16	4	(従) 19,041	5.46
運輸	1	—	—	1	—	—
情報通信	4	24,000	8.28	4	23,900	8.24
航空	2	19,020	5.38	2	19,031	5.29
金融・保険	3	(従) 11,731	2.97	3	(従) 14,935	3.80
	社	円	%	社	円	%
総平均	146	19,752 (19,401)	5.37 (5.42)	139	19,195 (18,959)	5.39 (5.51)
製造業平均	123	19,634 (19,239)	5.36 (5.45)	118	19,063 (18,809)	5.42 (5.57)
非製造業平均	23	20,016 (20,265)	5.38 (5.24)	21	19,487 (19,801)	5.34 (5.19)

（注）1）調査対象は、原則として従業員500人以上、主要23業種大手248社
2）22業種192社（77.4%）の妥結を把握しているが、うち46社は平均額不明などのため集計より除外
3）平均欄の（　）内は一社あたりの単純平均
4）（従）は従業員平均の数値を含む
5）集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる
6）上記妥結額は、定期昇給（賃金体系維持分）等を含む
7）2025年の数値は、2025年8月6日付最終集計結果

2026年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)

2026年7月8日

[第1回集計]　　(一社)日本経済団体連合会

業種		2026年 社数	2026年 回答額(了承・妥結含)	2026年 アップ率	2025年 社数	2025年 回答額(了承・妥結含)	2025年 アップ率
製造業	鉄鋼・非鉄金属	12社	13,894円	4.78%	12社	16,712円	5.79%
	機械金属	51	12,469	4.26	50	12,549	4.64
	電気機器	12	15,476	5.08	5	17,377	5.98
	輸送用機器	9	17,608	6.04	7	8,995	3.32
	化学	13	13,945	4.86	10	15,637	5.68
	紙・パルプ	8	13,147	4.66	8	14,025	5.18
	窯業	6	10,682	4.08	6	6,872	2.60
	繊維	8	10,416	4.37	12	6,686	2.97
	印刷・出版	4	8,205	2.50	6	9,993	3.24
	食品	12	12,529	4.35	12	10,753	4.03
	その他製造業	30	10,911	3.89	22	9,089	3.35
製造業平均		165	12,924	4.46	150	12,312	4.51
			(11,646)	(4.12)		(10,829)	(4.06)
非製造業	商業	26	12,357	4.13	26	12,073	4.47
	金融	7	9,530	3.37	6	9,842	3.56
	運輸・通信	38	9,440	3.60	25	8,569	3.41
	土木・建設	19	15,772	4.77	14	16,953	5.56
	ガス・電気	4	12,346	4.09	8	9,106	3.19
	その他非製造業	36	9,535	3.39	22	10,911	4.01
非製造業平均		130	11,040	3.86	101	11,119	4.12
			(11,031)	(3.94)		(10,851)	(4.09)
総平均		295	12,083	4.20	251	11,826	4.35
			(11,375)	(4.04)		(10,838)	(4.07)

(注) 1)本調査は、地方別経済団体の協力により、原則従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施
2)17業種305社(40.5%)で回答が出ているが、このうち10社は平均金額不明等のため、集計より除外
3)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
4)製造業平均、非製造業平均、総平均欄の( )内の数値は、単純平均
5)2025年の数値は、2025年6月20日付第1回集計結果

連合福島2026春季生活闘争状況（賃金）　No.4

2026年6月22日現在

		企業規模(人)	要求した組合			要求しない組合			未提出組合		
			2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026
全方式	D	～ 99	43 / 48	45 / 47	34 / 37	2 / 48	2 / 47	2 / 37	3 / 48	0 / 47	1 / 37
	C	～299	55 / 58	60 / 61	61 / 62	0 / 58	1 / 61	1 / 62	3 / 58	0 / 61	0 / 62
	B	～999	49 / 49	46 / 46	41 / 42	0 / 49	0 / 46	1 / 42	0 / 49	0 / 46	0 / 42
	A	1000～	42 / 45	58 / 58	46 / 46	0 / 45	0 / 58	0 / 46	3 / 45	0 / 58	0 / 46
		計	189 / 200	209 / 212	182 / 187	2 / 200	3 / 212	4 / 187	9 / 200	0 / 212	1 / 187

①連合福島構成産別　16/31産別　187/352組合
②平均要求方式：要求　93組合　18,731名　妥結　76組合　17,823名
③定昇維持要求方式：要求　74組合　19,244名　妥結　71組合　18,792名
④個別賃金要求方式：要求　15組合　4,928名　妥結　15組合　4,928名
⑤妥結した組合：　162　組合
⑥2024年の数値は2024-06-24の数値である
⑦2025年の数値は2025-06-23の数値である

		企業規模(人)	要求した組合	妥結した組合			未解決の組合			基準内賃金			要求金額			要求時引上率			妥結金額			妥結時引上率		
				2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026
平均方式	D	～ 99	25	12	19	18	16	10	7	231,825	247,344	239,840	11,003	16,887	16,896	4.75	6.83	7.04	8,869	10,977	11,361	3.67	4.39	4.88
	C	～299	33	22	29	28	10	6	5	252,458	242,220	255,354	11,933	14,745	16,769	4.73	6.09	6.57	8,241	11,260	13,049	3.21	4.58	5.07
	B	～999	14	19	17	11	3	7	3	243,113	246,611	270,502	15,462	16,545	16,710	6.36	6.71	6.18	12,959	13,057	15,336	5.34	5.16	5.68
	A	1000～	21	23	37	19	3	7	2	298,800	302,425	339,281	17,420	17,345	15,689	5.83	5.74	4.62	15,717	15,122	13,588	5.11	4.97	4.01
		計	93	76	102	76	32	30	17	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		加重平均	－	－	－	－	－	－	－	278,357	280,508	306,731	15,981	16,784	16,135	5.74	5.98	5.26	13,801	14,076	13,789	4.87	4.94	4.47

		企業規模(人)	要求した組合	妥結した組合			未解決の組合			基準内賃金			要求金額			要求時引上率			妥結金額			妥結時引上率		
				2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026
定昇・賃金カーブ維持	D	～ 99	9	5	10	9	8	3	0	242,476	270,374	229,833	14,409	16,726	14,833	5.94	6.19	6.45	10,794	13,579	12,350	4.21	4.87	5.37
	C	～299	20	9	14	19	7	4	1	254,006	264,616	277,124	13,121	16,532	17,475	5.17	6.25	6.31	10,183	12,546	14,023	3.98	4.65	5.04
	B	～999	22	9	16	22	11	2	0	260,558	269,486	299,999	15,747	17,309	18,690	6.04	6.42	6.23	13,018	14,148	15,910	4.93	5.12	5.30
	A	1000～	23	14	12	21	0	0	2	328,258	346,268	329,480	19,309	19,390	19,975	5.88	5.60	6.06	19,309	17,962	16,080	5.88	5.19	4.81
		計	74	37	52	71	26	9	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		加重平均	－	－	－	－	－	－	－	289,338	299,480	312,607	16,251	17,987	19,203	5.62	6.01	6.14	16,117	15,493	15,728	5.40	5.08	4.99

		企業規模(人)	要求した組合	妥結した組合			未解決の組合			基準内賃金			要求金額(千円)			要求時引上率			妥結金額(千円)			妥結時引上率		
				2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026	2024	2025	2026
個別方式	D	～ 99	0	2	3	0	0	0	0	－	－	－	13.0	13.4-17	－	－	－	－	13.0	13-15	－	－	－	－
	C	～299	8	6	6	8	1	1	0	－	－	－	6.0-14.0	17-18	18-18.5	－	－	－	7.0-13.0	7-29	13-18	－	－	－
	B	～999	5	5	3	5	2	1	0	－	－	－	5.0-16.1	17	18	－	－	－	6.0-16.1	13-17	14-18	－	－	－
	A	1000～	2	2	2	2	0	0	0	－	－	－	3.6-13.0	17	18	－	－	－	13.0	15	16	－	－	－
30 35		計	15	15	14	15	3	2	0	－	－	－	3.6-16.1	13.4-18	18-18.5	－	－	－	6.0-16.1	7-29	13-18	－	－	－

※個別方式の組合数は30歳の数値。要求・妥結金額は改善額とし単位は千円。

2026年春季生活闘争　回答状況　No.4

2026年6月22日現在

平均賃金方式（加重平均）	2026年回答（6/22現在）			対前年比	2025年回答（6/23現在）		
	集計組合数 集計組合員数	賃金引上げ	引上げ率		集計組合数 集計組合員数	賃金引上げ	引上げ率
	76組合 17,823　人	13,789円	4.47%	▲ 240円 ▲ 0.43ﾎﾟｲﾝﾄ	96組合 24,067　人	14,029円	4.90%
300人未満　計	46組合 3,336　人	12,747円	5.04%	1,579円 0.41ﾎﾟｲﾝﾄ	43組合 3,307　人	11,168円	4.63%
～99人	18組合 597　人	11,361円	4.88%	▲ 187円 0.22ﾎﾟｲﾝﾄ	17組合 848　人	11,548円	4.65%
100～299人	28組合 2,739　人	13,049円	5.07%	2,016円 0.45ﾎﾟｲﾝﾄ	26組合 2,459　人	11,033円	4.62%
300人以上　計	30組合 14,487　人	14,029円	4.36%	▲ 480円 ▲ 0.57ﾎﾟｲﾝﾄ	53組合 20,760　人	14,509円	4.93%
300～999人	11組合 3,655　人	15,336円	5.68%	2,743円 0.75ﾎﾟｲﾝﾄ	16組合 3,814　人	12,593円	4.93%
1,000人～	19組合 10,832　人	13,588円	4.01%	▲ 1,430円 ▲ 0.93ﾎﾟｲﾝﾄ	37組合 16,946　人	15,018円	4.94%

定昇・賃金カーブ維持方式（加重平均）	2026年回答（6/22現在）			対前年比	2025年回答（6/23現在）		
	集計組合数 集計組合員数	賃金引上げ	引上げ率		集計組合数 集計組合員数	賃金引上げ	引上げ率
	71組合 18,792　人	15,728円	4.99%	41円 ▲ 0.11ﾎﾟｲﾝﾄ	49組合 10,736　人	15,687円	5.10%
300人未満　計	28組合 2,499　人	13,848円	5.06%	1,087円 0.27ﾎﾟｲﾝﾄ	24組合 2,316　人	12,761円	4.79%
～99人	9組合 261　人	12,350円	5.37%	▲ 1,229円 0.50ﾎﾟｲﾝﾄ	10組合 431　人	13,579円	4.87%
100～299人	19組合 2,238　人	14,023円	5.04%	1,436円 0.26ﾎﾟｲﾝﾄ	14組合 1,885　人	12,587円	4.78%
300人以上　計	43組合 16,293　人	16,017円	4.98%	▲ 467円 ▲ 0.19ﾎﾟｲﾝﾄ	25組合 8,420　人	16,484円	5.17%
300～999人	22組合 6,088　人	15,910円	5.30%	1,658円 0.15ﾎﾟｲﾝﾄ	14組合 3,652　人	14,252円	5.15%
1,000人～	21組合 10,205　人	16,080円	4.81%	▲ 1,945円 ▲ 0.37ﾎﾟｲﾝﾄ	11組合 4,768　人	18,025円	5.19%

平均方式と定昇・賃金カーブ維持方式の合計（加重平均）	2026年回答（6/22現在）			対前年比	2025年回答（6/23現在）		
	集計組合数 集計組合員数	賃金引上げ	引上げ率		集計組合数 集計組合員数	賃金引上げ	引上げ率
	147組合 36,615　人	14,784円	4.74%	215円 ▲ 0.23ﾎﾟｲﾝﾄ	145組合 34,803　人	14,569円	4.97%
300人未満　計	74組合 5,835　人	13,219円	5.05%	1,384円 0.35ﾎﾟｲﾝﾄ	67組合 5,623　人	11,835円	4.70%
～99人	27組合 858　人	11,662円	5.03%	▲ 550円 0.30ﾎﾟｲﾝﾄ	27組合 1,279　人	12,212円	4.73%
100～299人	47組合 4,977　人	13,487円	5.05%	1,762円 0.36ﾎﾟｲﾝﾄ	40組合 4,344　人	11,725円	4.69%
300人以上　計	73組合 30,780　人	15,081円	4.69%	▲ 35円 ▲ 0.32ﾎﾟｲﾝﾄ	78組合 29,180　人	15,116円	5.01%
300～999人	33組合 9,743　人	15,695円	5.44%	2,333円 0.40ﾎﾟｲﾝﾄ	30組合 7,466　人	13,362円	5.04%
1,000人～	40組合 21,037　人	14,797円	4.39%	▲ 971円 ▲ 0.61ﾎﾟｲﾝﾄ	48組合 21,714　人	15,768円	5.00%

連合福島　2026春季生活闘争　有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

2026年6月22日時点

給与形態	集計組合数	組合員数	平均 時給・月給 （円）	要求内容（一人平均）		妥結内容（一人平均）		前年度比（今回　－　前回） 一人平均		2025年度妥結内容		※1 交渉規模
				金額(円)	率	金額(円)	率	(円)	率	金額(円)	率	
時給	9	48,697	1,154	93.17	8.04%	68.65	5.95%	5.59	0.19%	63.06	5.77%	県外含む
月給	1	40	196,548	11,800	6.00%	8,668	4.41%	3,892	1.81%	4,776	2.60%	県外含む

※1　交渉規模「県外含む」の場合、組合員数には県外の組合員を含む

※2　平均値は加重平均で算出

福島労働局長　岡田　直樹　様
福島地方最低賃金審議会長　熊沢　透　様

福島県最低賃金、時給 1,500 円以上の早期実施を求める要請について

２０２６年　８月　５日

社会民主党福島県連合
代　表　狩野光昭

【事務所】[redacted]

２０２６年　８月　５日

福島労働局長　岡田　直樹　様
福島地方最低賃金審議会長　熊沢　透　様

社会民主党福島県連合
代　表　　狩野 光昭　　公印省略
[redacted]

福島県最低賃金、時給 1,500 円以上の早期実施を求める要請について

中央最低賃金審議会は７月２８日、地域別最低賃金改定の目安を全国加重平均で時給５５円（4.9%）増の 1,176 円とすることを決めました。Ｂランクの福島県は５６円増となり、1,033 円に加算すれば 1,089 円となります。

令和８年度の福島県内の春闘は連合福島の調査結果によると５．０１％の賃上げとなりました。しかし、円安・中東情勢悪化による物価高の影響により「賃上げ実感が薄い」との声があります。また、中小企業の賃上率は４．０９％となりましたが、中小企業が適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない現状があり、経営の悪化につながることが懸念されるところです。

労働団体の調査においての最低生計費は年収で約 330 万円といわれており、時給に換算すると約 1,800～1,900 円が必要と試算されていまいす。

令和７年度の福島県最低賃金は 1,033 円（令和８年１月１日実施）である一方で、東京都は 1,226 円 となっており、福島県は首都圏の地域より低い状況となっています。このことが、福島県から首都圏に若者や女性の人口流出及び少子化の要因となっています。

非正規労働者が４割に近い数値を占めるなか、最低賃金の引き上げは非正規労働者の賃上げに大きなインパクトを与えます。また、建設業やケア労働等の人手不足は慢性的に顕在化しており、人材確保による地域経済の活性化につなげるためには、最低賃金の大幅な引き上げを１０月から実施することが必要となっています。

よって、下記の項目について要請します。

記

１，福島県最低賃金を速やかに時給 1,500 円以上に引き上げること。 なお、実施日を１０月１日からとすること。
２、最低賃金は全国一律とし、地域間の格差を是正すること。
３、中小企業等に対し、最低賃金引き上げに向け直接支援や社会保険料の負担軽減などの支援策の拡充について国に求めること。

統 計 課 資 料
統 労 第 7 号

毎月勤労統計調査地方調査結果

福島県の賃金・労働時間・雇用の動き

令和８年５月分

（令和２年基準）

（前年同月比でみて）

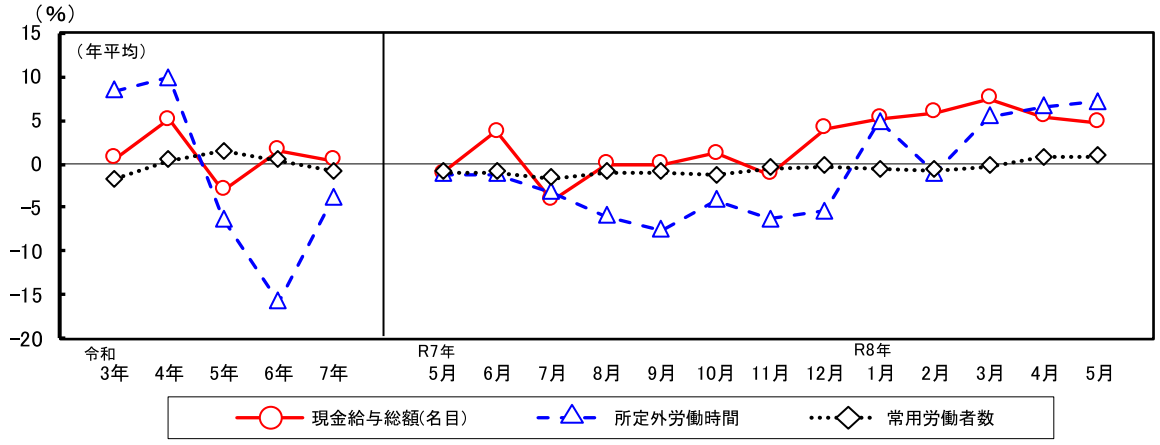
（調査産業計・事業所規模５人以上）

○　現金給与総額は４．８％の増　　・・・令和7年12月から6ヶ月連続して上回っている

○　所定外労働時間は７．１％の増　　・・・令和8年3月から3か月連続して上回っている

○　常用労働者数は０．９％の増　　・・・令和8年4月から2ヶ月連続して上回っている

対前年同月比増減率の推移－調査産業計、事業所規模5人以上



令和８年７月３０日

福島県企画調整部統計課

※１　令和６年１月分確報において、母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を行いました。ベンチマーク更新に伴って賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率に乖離が生じることから、令和６年の前年同月比等については、令和５年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和６年の値を比較することにより算出しています。

※２　令和４年１月分より、各指数を「令和２年基準（令和２年平均＝１００）」として遡及改定しています。なお、令和６年１月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数が過去に遡って改訂が行われました。それに伴い、基準年（令和２年）の常用雇用指数が１００となるように、令和６年５月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂しています。また、令和６年１月以降の前年同月比について、改訂後の指数で再計算しています。

※３　調査事業所のうち３０人以上の抽出方法は、従来の２～３年に一度行う総入替え方式から、毎年１月分調査時に行う部分入替え方式に平成３０年から変更しました。

　また、事業所規模５～２９人の第二種事業所については、半年ごと（１月と７月）に指定調査区の変更があり、それに伴い調査対象事業所も変更しています。

毎月勤労統計調査地方集計について

1　調査事項の定義

（１）　現金給与額

労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費などを差し引く以前の総額のことである。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額をいう。

現金給与総額　＝　きまって支給する給与　＋　特別に支払われた給与

「きまって支給する給与」とは、「所定内給与」と「所定外給与（超過労働給与）」の合計額であり、労働協約、就業規則又は事業所の給与規則などによりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことをいう。

きまって支給する給与　＝　所定内給与　＋　所定外給与

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」のうち「所定外給与（超過労働給与）」以外のものをいう。

「所定外給与（超過労働給与）」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則などによらないで、労働者に現実に支払われた給与及び契約や規則により支払われた給与のうち、次に該当するものをいう。

- 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
- 3か月を超える期間で算定される手当等
- 支給事由の発生が不確定なもの（結婚手当等）
- 労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分

（２）　実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は除かれ、手待時間は含める。本来の職務以外の宿日直の時間は含めない。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計をいう。

総実労働時間　＝　所定内労働時間　＋　所定外労働時間

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数をいう。

「所定外労働時間数」とは、早出・残業・臨時の呼出・休日出勤などの実労働時間数をいう。

（３）　出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤し就業した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば1出勤日となる。

（４）　常用労働者

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業主に使用され、賃金を支払われる者をいう。

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう（船員法の船員を除く。）。

① 期間を定めずに雇われている者
② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

「一般労働者」とは、常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者をいう。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことをいう。パート・アルバイトの呼称にかかわらず、フルタイムで働く労働者は一般労働者に含む。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者

2　結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

－利用上の注意－

1　「調査産業計」は、集計事業所数が僅少のため結果を公表していない産業を含んだ集計結果である。

2　前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。

3　5人以上規模の事業所にかかる指数については、第一種事業所（事業所規模30人以上）に第二種事業所（事業所規模5～29人）の結果を含めた場合の指数である。

4　令和4年1月分から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、各指数を令和2年平均が100となるように改訂した。なお、令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われた。これに伴い、基準年（令和２年）の常用雇用指数が100となるように、令和6年5月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂した。また、令和6年1月分からの前年同月比について、改訂後の指数で再計算している。

5　調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。従来の総入替え方式においては、入替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。

6　常用雇用指数及びその増減率は、令和6年1月分公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（令和3年経済センサス－活動調査等）に基づき更新（ベンチマーク更新）し、過去に遡って改訂している。賃金、労働時間及びパートタイム比率の令和6年（1月分確報以降）の前年同月比については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。

7　実数についてはギャップ修正を行っていないため、実数の動きと指数の動きは必ずしも一致しない。したがって時系列的な比較をする場合には、指数を使用することとしている。

8　概要表及び統計表の見方

（１）　「－」印は、調査あるいは集計を行っていない、又は値が作成されないもの。

（２）　「×」印は、集計事業所数が僅少のため、公表していないもの。

（３）　「△」印は、減少を意味する。

（４）　増減率の単位は％である。

（５）　算出方法

ア　名目指数＝調査結果の実数÷基準実数×100

イ　実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合、福島市分）×100

ウ　労働異動率：入（離）職率＝月間の増加（減少）労働者数÷前月末推計労働者数×100

令和８年５月分結果の概要

結　果　の　概　況　　（調査産業計、事業所規模５人以上）

（前年同月比でみて）

1　賃金

・現金給与総額は、275，545円で、4．8%増となった。
・きまって支給する給与は、268，411円で、5．9%増となった。
・所定内給与は、250，928円で、5．3%増となった。
・所定外給与は、17，483円で、16．4%増となった。

2　労働時間

・総実労働時間は、133．3時間で、4．6%減となった。
・所定内労働時間は、124．2時間で、5．5%減となった。
・所定外労働時間は、9．1時間で、7．1%増となった。

3　雇用

・常用労働者数は、666，716人で、0．9%増となった。

		現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	所定外給与（超過労働給与）	特別に支払われた給与
賃金「一人平均」	本県	275,545円（ 4.8 ）	268,411円（ 5.9 ）	250,928円（ 5.3 ）	17,483円（ 16.4 ）	7,134円（ △ 24.5 ）
	全国	311,448円（ 3.3 ）	295,908円（ 3.0 ）	275,919円（ 3.0 ）	19,989円（ 2.8 ）	15,540円（ 7.4 ）
	全国比	88.5%	90.7%	90.9%	87.5%	45.9%

		総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	所定外労働時間（製造業）
労働時間「一人平均」	本県	133.3時間（ △ 4.6 ）	124.2時間（ △ 5.5 ）	9.1時間（ 7.1 ）	17.5日〈 △ 0.7日 〉	12.2時間（ 3.4 ）
	全国	129.3時間（ △ 3.9 ）	119.9時間（ △ 3.9 ）	9.4時間（ △ 3.0 ）	16.7日〈 △ 0.7日 〉	12.6時間（ 0.9 ）
	全国比	103.1%	103.6%	96.8%	104.8%	96.8%

		常用労働者	一般労働者	パートタイム労働者	入職率	離職率
雇用労働異動	本県	666,716人（ 0.9 ）	480,594人（ △ 2.0 ）	186,122人（ 9.0 ）	1.5%	1.3%
	全国	52,078千人（ 0.8 ）	35,779千人（ 0.5 ）	16,299千人（ 1.6 ）	2.2%	2.0%

賃金指数		所定外労働時間指数		常用雇用指数	
本県（名目）	95.8 （ 4.8 ）	本県	96.8 （ 7.1 ）	本県	100.1 （ 0.9 ）
（実質）	83.1 （ 3.2 ）				
全国（名目）	97.8 （ 3.3 ）	全国	102.2 （ △ 3.0 ）	全国	106.9 （ 0.8 ）
（実質）	84.4 （ 1.6 ）				
全国比（名目）	△ 2.0	全国比	△ 5.4	全国比	△ 6.8
（実質）	△ 1.3				

※1　（ ）内は前年同月比（%）、「出勤日数（日）」の〈 〉内は前年同月差です。
賃金指数の「（名目）」は名目賃金指数、「（実質）」は実質賃金指数を表します。
「全国」の数値は、厚生労働省が令和8年7月24日に公表した令和8年5月分結果確報値です。

1　賃金の動き（調査産業計）

(1)　事業所規模５人以上（（２）の事業所規模３０人以上を含む）

ア　現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）

令和８年５月分の平均現金給与総額は２７５，５４５円で前年同月比４．８％増となった。

イ　きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）

２６８，４１１円で前年同月比５．９％増となった。

(ｱ)　所定内給与

２５０，９２８円で前年同月比５．３％増となった。

(ｲ)　所定外給与

１７，４８３円で前年同月比１６．４％増となった。

ウ　特別に支払われた給与

７，１３４円で前年同月比２４．５％減となった。

(2)　事業所規模３０人以上

ア　現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）

令和８年５月分の平均現金給与総額は３０８，４１５円で前年同月比６．４％増となった。

イ　きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）

２９８，９６８円で前年同月比８．１％増となった。

(ｱ)　所定内給与

２７６，２６６円で前年同月比７．６％増となった。

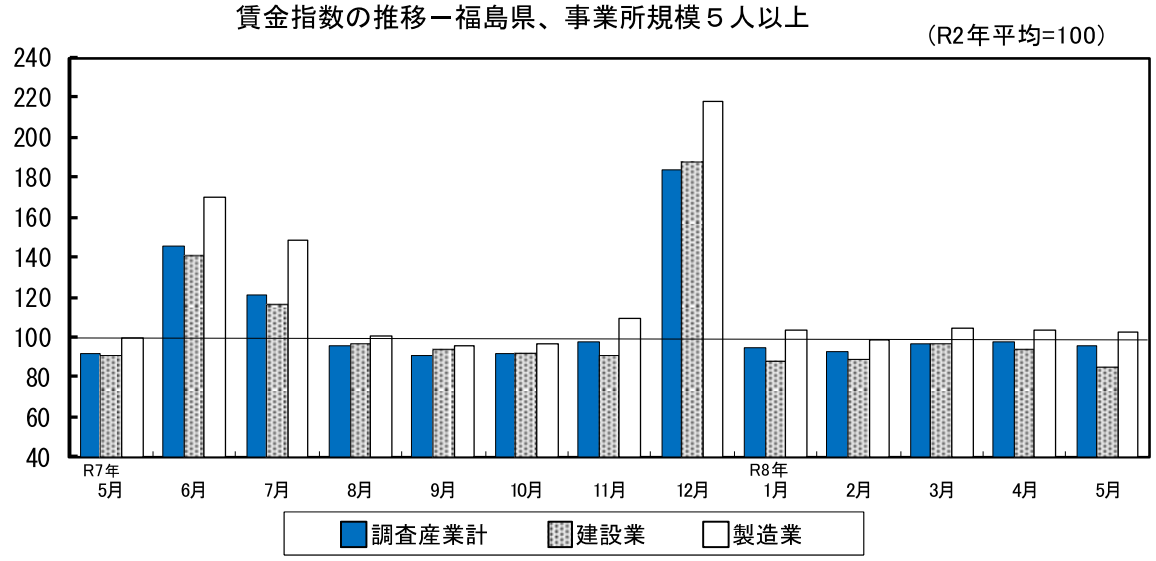
(ｲ)　所定外給与

２２，７０２円で前年同月比１５．５％増となった。

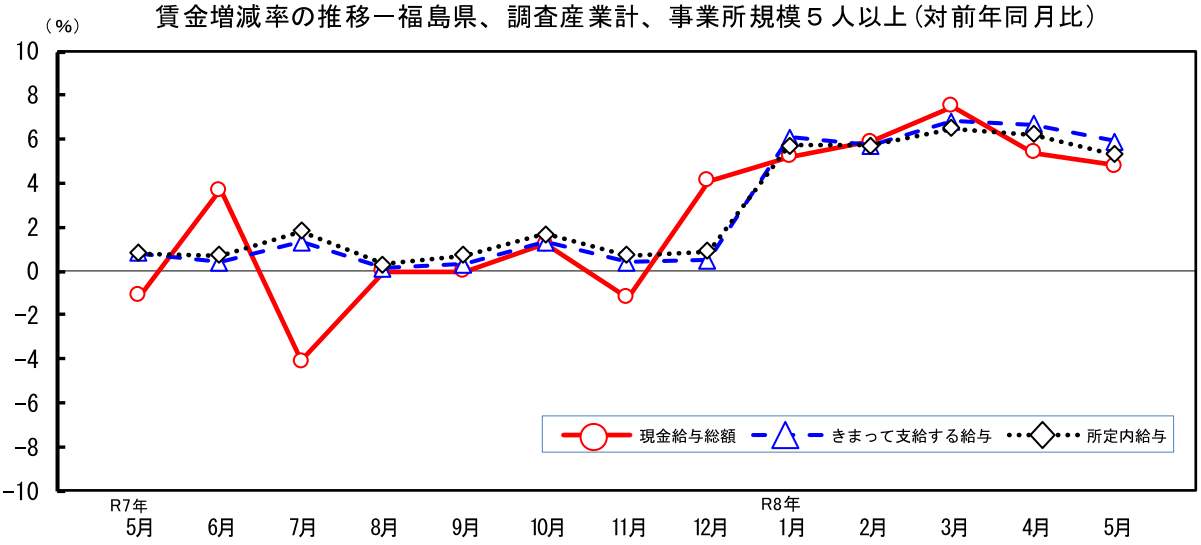
ウ　特別に支払われた給与

９，４４７円で前年同月比２８．９％減となった。

賃金指数の推移－福島県、事業所規模５人以上



賃金増減率の推移－福島県、調査産業計、事業所規模５人以上(対前年同月比)



2　労働時間の動き（調査産業計）

(1)　事業所規模５人以上（（２）の事業所規模３０人以上を含む）

ア　総実労働時間（所定内労働時間＋所定外労働時間）

令和８年５月分の総実労働時間は、１３３．３時間で前年同月比４．６％減となった。

イ　所定内労働時間

１２４．２時間で前年同月比５．５％減となった。

ウ　所定外労働時間

９．１時間で前年同月比７．１％増となった。また製造業は１２．２時間で前年同月比３．４％増となった。

(2)　事業所規模３０人以上

ア　総実労働時間（所定内労働時間＋所定外労働時間）

令和８年５月分の総実労働時間は、１３８．７時間で前年同月比２．２％減となった。

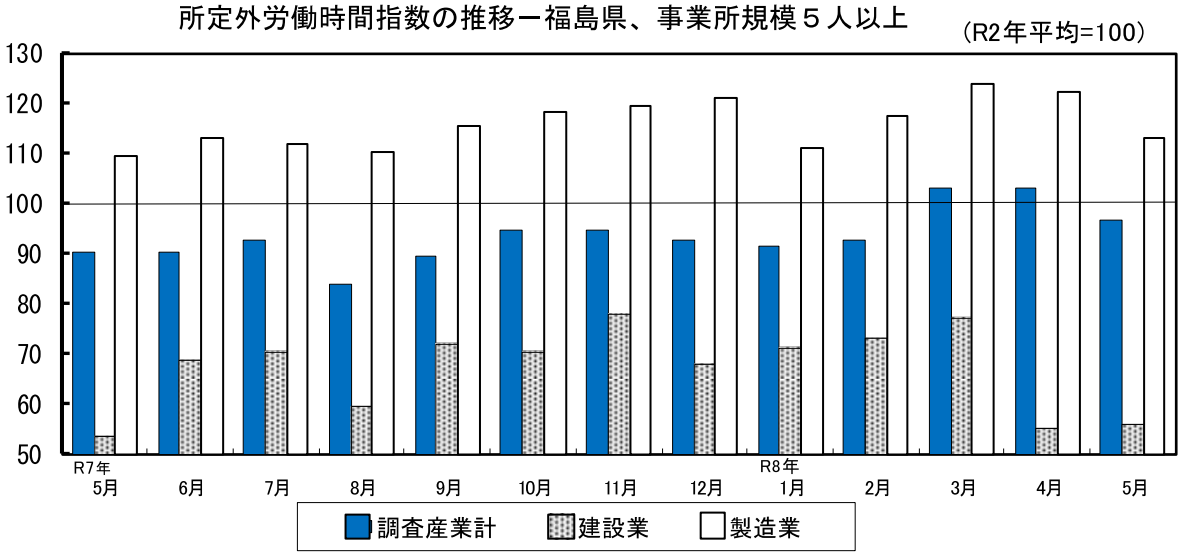
イ　所定内労働時間

１２８．１時間で前年同月比３．２％減となった。

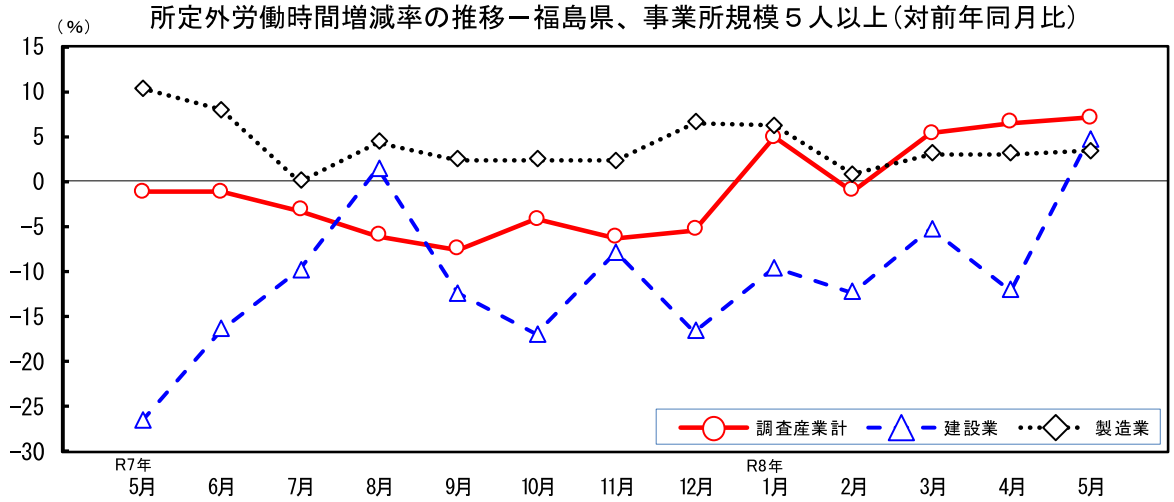
ウ　所定外労働時間

１０．６時間で前年同月比１２．８％増となった。また製造業は１３．２時間で前年同月比２．３％増となった。

所定外労働時間指数の推移－福島県、事業所規模５人以上



所定外労働時間増減率の推移－福島県、事業所規模５人以上(対前年同月比)



3　雇用の動き（調査産業計）

(1)　事業所規模５人以上（（２）の事業所規模３０人以上を含む）

ア　常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

令和８年５月分の常用労働者数（推計）は６６６，７１６人、常用雇用指数（令和２年平均＝１００）は１００．１で、前年同月比０．９％増となった。

イ　常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

２７．９％で、前年同月差２．０ポイント増となった。

(2)　事業所規模３０人以上

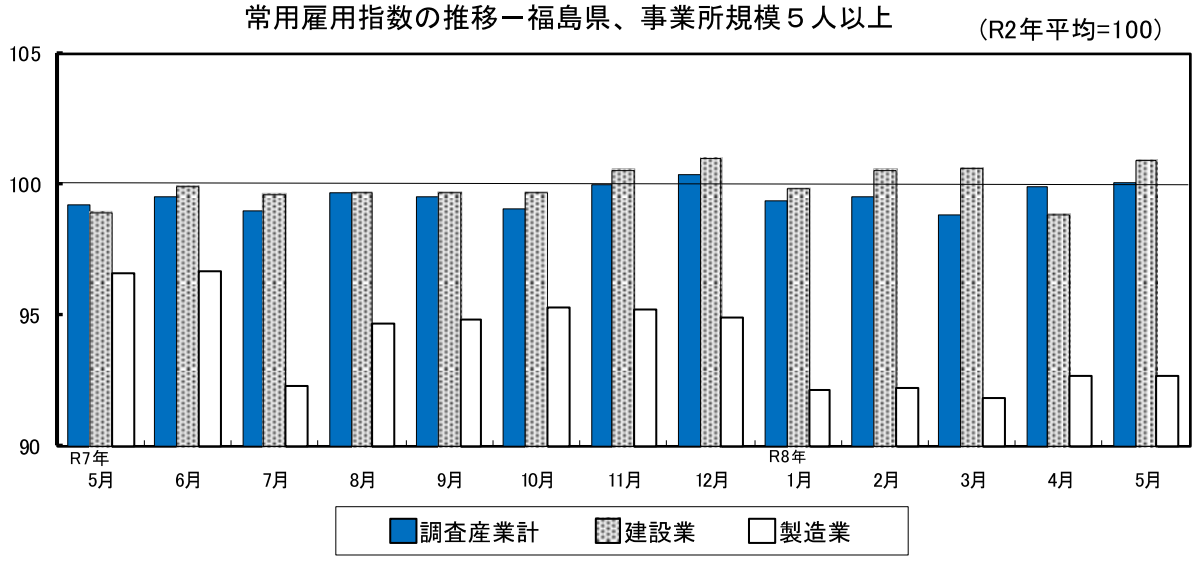
ア　常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

令和８年５月分の常用労働者数（推計）は３７７，３９６人、常用雇用指数（令和２年平均＝１００）は１００．９で、前年同月比０．１％減となった。

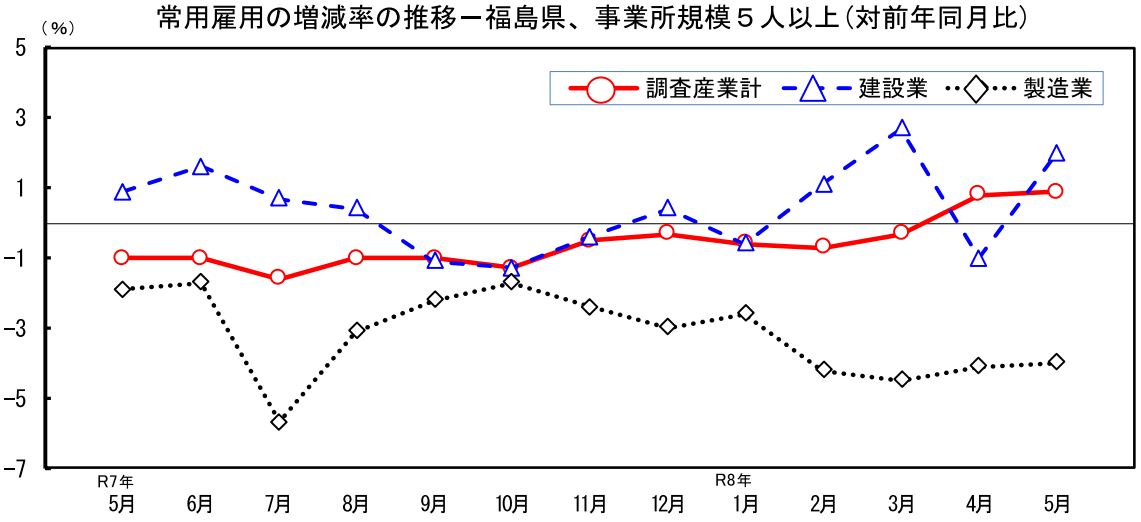
イ　常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

２２．０％で、前年同月差０．６ポイント減となった。

常用雇用指数の推移－福島県、事業所規模５人以上



常用雇用の増減率の推移－福島県、事業所規模５人以上(対前年同月比)



毎月勤労統計調査地方調査の説明

1　調査の目的

統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について福島県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2　調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づき、国の重要な統計調査である基幹統計調査として実施している。

3　調査の対象

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める鉱業，採石業，砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業，郵便業、卸売業，小売業、金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業、学術研究，専門・技術サービス業、宿泊業，飲食サービス業等、生活関連サービス業，娯楽業、教育，学習支援業、医療，福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣の指定する事業所（全国で約43,000事業所、うち福島県で約750事業所）について行う標本調査である。

4　抽出方法及び実施方法

標本設計は「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行われている。

標本事業所の抽出方法及び調査の実施方法は、30人以上規模事業所（第一種事業所）は、毎年更新される総務省の事業所母集団データベースによる年次フレームから、産業、事業所規模別に無作為に調査事業所を抽出し、抽出後は原則約3年間継続して調査（500人以上雇用している事業所など特定条件に該当する事業所は再指定され継続調査）する。調査の実施方法は、郵送による通信調査またはインターネット調査である。

一方、5～29人規模事業所（第二種事業所）は、経済センサスから毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した約30区について5～29人規模事業所の名簿を作成し、その名簿から約330事業所を抽出する二段階抽出法をとっており調査期間は原則として18か月間である。調査の実施方法は、統計調査員による実地調査またはインターネット調査である。

5　調査結果の利用

発表された毎勤統計は、毎月閣議に報告される「月例経済報告」に引用されるなど、最近の賃金及び労働時間の情勢を示す指標として、政府の経済政策樹立の資料として活用されるほか、様々な行政を進めていく上での基礎的な統計資料として、また、民間企業においては、労務管理や景気判断の参考資料として用いられるなど、色々な用途に使われている。

【主な利用状況】

・内閣府の「月例経済報告」（閣議報告）や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断の資料
・雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
・企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
・政府の各種審議会の資料（労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等）